

日本小児栄養消化器肝臓学会 認定医制度 規則

平成 25 年 11 月 1 日 施行
平成 31 年 4 月 20 日 改定
令和 5 年 10 月 20 日 改定
令和 6 年 5 月 13 日 改定

序文（認定医制度設立の趣旨）

日本小児栄養消化器肝臓学会（以下、本学会）は、小児の栄養、消化管、肝臓に関する深い専門的知識と生理、病態、検査手技、治療に関する高度の診療技術を有する医師を養成し、もって小児栄養・消化器・肝臓疾患患者の健康と福祉に貢献することを目的として、認定医制度を発足することにした。本学会認定医には別に定めるカリキュラムを参考に自己研鑽し、疾病の治療だけでなく、看護師、栄養士やその他のコメディカル関係者とともに、子どもとその家族に包括的医療を提供することが求められている。

第 1 条（目的）

本学会は、小児栄養消化器肝臓学における専門的な学識と技能、並びに倫理性を有する認定医の資格を定め、社会に提供することを目的とする。

第 2 条（認定医の定義）

日本小児栄養消化器肝臓学会認定医とは、小児栄養消化器肝臓学に関する専門的知識と豊かな臨床経験を有すると本学会によって認定された医師である。

第 3 条（認定医の資格）

認定医の資格を取得するためには、以下の要件を満たすことが必要となる。

- 1) 医師免許を取得してから 5 年以上が経過した医師であること
- 2) 専門医制度評価・認定医機構の定める基本領域の専門医であること
- 3) 本学会の会員歴が申請最終日までに通算 3 年以上であり、申請時に会員であること
- 4) 所定の認定医申請手続きを行い、認定医委員会の審査に合格すること

第 4 条（認定医の有効期間と更新）

認定医の有効期間は 5 年とする。認定医の継続を希望する場合は、所定の更新手続きを行わなければならない。

第 5 条（認定医の資格喪失と取り消し）

所定の期間に認定医資格の更新手続きを行わない場合は、有効期間の翌日より認定医資格を喪失する。また認定期間中であっても、認定医としてふさわしくない行為があったと認定委員会が判定した場合は、認定医資格を取り消すことができる。

第 6 条（認定結果の公示）

日本小児栄養消化器肝臓学会認定医として認定された者は、その氏名と連絡先を、本学会の学会誌とホームページに公示される。

第 7 条（施行細則の制定）

本規則に定める条項とは別に、日本小児栄養消化器肝臓学会認定医制度施行細則を定める。

第 8 条（規則の変更）

本規則を変更する場合は、本学会の代議員会の議決を経て、社員総会の承認を得ることが必要

である。

本規則は、平成２５年１１月１日から施行する。

日本小児栄養消化器肝臓学会 認定医制度 施行細則

平成 25 年 11 月 1 日	施行
平成 27 年 5 月 15 日	改定
平成 29 年 4 月 15 日	改定
平成 29 年 10 月 20 日	改定
平成 31 年 4 月 20 日	改定
令和 1 年 11 月 1 日	改定
令和 6 年 5 月 20 日	改定
令和 7 年 2 月 3 日	改定
令和 7 年 5 月 30 日	改定
令和 7 年 10 月 1 日	改定

第 1 条（認定医委員会）

日本小児栄養消化器肝臓学会認定医の認定と、それに関する業務を遂行するために認定医委員会を設置する。

- 1) 理事長は認定医委員会の委員長を代議員の中から委嘱する。
- 2) 本委員長は会員から委員を選び代議員会の承認を得る。
- 3) 本委員会は若干名の委員により構成される。
- 4) 本委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第 2 条（認定医委員会の任期）

委員の任期は 2 年間とする。再任は妨げないが、委員長の任期は 2 期 4 年間を限度とする。

第 3 条（認定医審査）

認定医の審査に際しては、小児栄養消化器肝臓学に関する専門知識と診療技能の有無を重視する。審査料は 2 万円とする。審査結果は文書にて本人に通知される。以下の要件に従って申請書類を提出し、適否の審査を受けなければならない。

- 1) 認定医申請書
- 2) オンライン登録
- 3) 基本領域専門医認定証の写し
- 4) 医師の勤務歴、診療歴の提出
- 5) 小児栄養消化器肝臓学領域の診療を実施した患者 15 例の症例要約およびそのリストの提出、このうち栄養（分野Ⅰ）、消化管（分野Ⅱ）、肝・胆・膵（分野Ⅲ）領域の異なる疾患を少なくとも 4 例以上含むこと
- 6) さらに、以下のいずれかの方法を選択して、別に定めるポイント数換算表を用いて 10 点以上を取得する。
 - a) 本学会の卒後教育セミナーやハンズオンセミナーを受講し修了証のコピーを提出する。
 - b) 本学会に出席し、演題発表、あるいは論文発表を行った場合は、それを証明する書類を提出する。
 - c) 本学会が認定する関連学術団体に出席した場合は、それを証明する書類を提出する。
 - d) 上記 a)、b)、c) を組み合わせてもよい。
- 7) 申請書類の保管期間は 5 年間とし、学会支援機構が契約している保管会社で保管する。症例要約のみ 5 年間の保管期間を過ぎてもデータ保存する。

第 4 条（更新手続）

- 1) 認定医は 5 年ごとに委員会による再認定の審査を受けなければ、原則として認定医資格

は更新されない。但し、海外留学・病気・出産の場合、更新時にそれを証明する書類を提出し、認定医委員会で承認されれば認定医期間の延長ができる。出産・病気は 1 回につき最大 1 年とする。再認定審査料は 2 万円とする。認定医の資格更新には別に定めるいずれかの方法により、10 点以上を取得することが必要である。

- 2) 留学による認定医期間延長には以下の要件を満たす必要がある。
 - ・認定医の延長期間に上限はないが、留学を証明する書類と申請書を提出のうえ、認定委員会での承認が必要である。
 - ・留学延長期間終了時に再延長する場合は、再申請（留学延長を証明する書類と申請書の提出）が必要である。
 - ・申請書等の提出は認定医期間もしくは留学により承認された延長期間内に提出する必要がある。
 - ・認定医更新に必要な点数は、認定証に記載のある認定医期間 5 年間の点数のみ申請することができる。つまり留学による延長期間に取得した点数は加算されない。
- 3) 前項に定める更新手続きが出来なかった場合、その後 2 年間に限り資格更新の審査を受けることができる。認定医の資格更新には、申請時点から遡って 5 年間に本学会への 1 回以上の参加および別に定めるいずれかの方法により 10 点以上を取得していることが必要である。資格が更新されるまでは認定医を呼称することはできない。この更新による認定では、認定期間は認定が留保されていた期間が差し引かれて定められる。

第 5 条（罰則規定）

- 1) 第 3 条に定める認定医審査において不正行為があった場合には、不正の状況等を鑑み、申請者に罰則を科すこととする。
- 2) 認定医委員会は、認定医が次に該当する場合には、その資格を喪失させることができる。
 - a) 認定医としてふさわしくない行為のあったとき
 - b) 認定の申請に不正行為や重大な誤りのあることが判明したとき

第 6 条（施行細則の変更）

本施行細則の変更は、本学会代議員会の承認を得ることが必要となる。

認定医申請および更新時に必要なポイント数換算表

本学会への出席 ¹⁾	4 点
本学会における筆頭者としての演題発表、シンポジウム、教育講演 ²⁾	4 点
本学会における共同演者としての演題発表 ²⁾	1 点
本学会の卒後教育セミナーへの参加	半日 1 点
	オンライン・オンデマンド 1 点
本学会ハンズオンセミナーへの参加	1 点
本学会が認定する関連学術団体の年次学術集会もしくはセミナーへの出席 ³⁾	1 点
本学会の認定する以外の学術団体での小児栄養消化器肝臓に関する演題発表	1 点
本学会誌における論文発表（筆頭者または連絡先著者）	3 点
本学会誌における論文発表（上記以外の連名者）	1 点
本学会誌以外の査読のある学術誌への栄養消化器肝臓学に関する論文発表（筆頭者）	4 点
本学会誌以外の査読のある学術誌への栄養消化器肝臓学に関する論文発表（連名者）	1 点

- 注
- 1) 新規申請では期間を設けなが 3 回以上の参加を必須とし、更新申請では認定期間の 5 年間で 1 回以上の参加を必須とする。
 - 2) 同一年に複数の発表があってもこの点数を限度とする。

- 3) 関連学術団体のセミナーは半日以上のセミナーであることを基本として、委員会で採用の可否を検討する。

附則

- 1) 本施行細則は平成25年11月1日から施行する。
- 2) 学会が認定する関連学術団体は、日本小児科学会、日本小児胆汁酸研究会、日本小児IBD研究会、日本小児肝臓研究会、日本小児栄養研究会、日本小児消化管感染症・免疫アレルギー研究会、日本小児外科学会、日本胆道閉鎖症研究会、日本小児消化管機能研究会、日本小児脂質研究会、日本肝臓学会、日本栄養治療学会、日本病理学会、日本小児病理研究会、日本ヘリコバクター学会、日本消化器病学会、日本消化管学会、日本内視鏡学会、日本外科学会、日本移植学会、日本小児内視鏡研究会および小児肝臓・肝移植研究会とする。
- 3) 上記以外の学術団体での演題発表については、認定医委員会が小児栄養消化器肝臓学との関連性ありと認めた場合にポイント換算する。(出席のみの場合はポイント換算しない。)